

ことを実証しなければならないが、それはじつは私自身にとっての研究課題なのであり、前記の批判めいた要求は私の余りにも身勝手な注文にすぎないかも知れない。私としては、原初村落的＝奴隸制的構造のうえにたつ自生的豪族支配の古典莊園期への連続性という、私の研究課題にとっての最良の指針を、増田教授から与えられたことに感謝を献げれば足りるはずであろう。

第2に、前封建的豪族支配について、大小豪族間の連合関係(主従制)の形成の問題は余す所なく詳論されているが、かれら、ことに巨大豪族＝上級貴族の物質的基礎としての直営地(氏によれば「隸属民によって耕作される」ところの奴隸制的手作地ないし直領地)の説明が十分でないように思われる。少くともいわゆる古典莊園期におけるかれら豪族・教会の直営地(手作地)の奴隸制的構造、およびその延長としての直領地における奴隸身分保有農ないし奴隸フーフェの比重の大きさは、土地台帳や寄進文書からわかると思うが、そのような直営地ないし直領地の大きさが豪族間の主従制的序列を決定する重要な因子として考察さるべきではなかったかと思う。

第3に、封建的支配の特質を土地所有にのみ権力の基礎をもち、土地[のみ]を媒介として人間を支配する体制として理解されるかにみえる個所があるが(75頁)，これも本書における新しい方法論とはやや矛盾するように思われる。すなわち封建制＝農奴制社会における領主的土地位所有とは、農民(農奴)からの地代収奪のための経済外強制の最終ないし最大公約数的(知行＝主従制の最下底に位置する下級領主の領主権の属性としての)表現にすぎず、それが法的形式においていかに合法的外装を有しようとも、その実体は暴力にはかなるまい。とすると、「前封建」規定の重点は、かかる暴力的農民支配を許さないような農民自体の小支配的性格におかれなければならず、また封建制規定の重点は、農民層内部の奴隸制的支配関係の解消——その均質化——と、かかる農民に対する領主の暴力一般の在りかたにおかれなければならないであろう。

そのほか氏の新しい方法論の意義を明確にするために、18世紀西北ドイツ豪農層のアジア的な家父長的奴隸制経営の実証的析出から出発して、古代ゲルマン自由人の奴隸〔おそらく零細小作人としての奴隸〕所有体制、8・9世紀西北ドイツ莊園農民(Liten=Hörige)の奴隸所有を論じたウィッティヒの再評価も、十分になされなければならないと思われるが、すでに与えられた紙数を超えたので、詳論は別の機会に譲りたいと思う。

以上、増田教授の劃期的な業績にたいして若干批判めいたことばを連ねたが、もとより本書からは教えられる

点のみ多く、批判の余地がなかったので、しいてその形をとった部分はむしろ言葉じりをとらえた感がないでもない。しかし教授の日頃のご厚情にあまえてそれを敢えてしたのは、本書をわれわれ後進にとっての指針とするためのいわば翻訳手続きのごときものであった。ひとえに教授のご寛容を乞うしたいである。(1959・7・28)

〔橡川一朗〕

林 栄夫

### 『戦後日本の租税構造』

有斐閣 1958年12月 386頁

#### I 問題の所在と本書の意義

現行の税制は、シャウブ勧告にもとづく昭和25年の税制大改革以来10年のあいだに加えられたひんぱんな小さざみの改革が累積してできあがっている。そして、理論的に一貫した当初の総合的累進課税体系は、分裂後退して形骸化し、戦前よりもさらにいちじるしく、資本蓄積のための税制としての性格だけが顕著になっている。残された累進性は、したがって給与所得および事業所得を中心として大衆課税的に機能する。「税制を本来のものにかえせば、現在なお1000万人を超える所得税納税人員を、年所得50万円以下を免税として戦前の100万人以下にもどすことも不可能ではないだろう。」(p.384)

本書の課題は、現行税制のこのような性格を究明することである。この問題は、地方独立税主義を「地方自治」と正面から取りくんで論じなければならなくなっているということとなるんで、いな、全体としての負担構造をとりあげる点ではそれよりもさらに根幹的な今日の問題である。

この問題は、税源ならびにその構造変化に則して課税体系を分析することによって、はじめて明確な解答をうることができる。税源は財産(資本)と所得の2つしかなく、しかも所得が平常においてはもっとも基幹的なものである。したがって、この共通の税源に関連して、法人税と所得税を中心にすべての租税が相互に密接な関連をもってくる。

シャウブ勧告は、必ずしも欠点がないわけではなかつたけれども、この税源の論理を十分意識して書かれたきわめて水準の高い業績であった。しかし、わが国ではその後も、租税論の部分的業績は別として、税体系に関する理論水準において、残念ながら勧告のそれに比すべきものをもちえていなかった。したがって、現行の税制に

好意的な意見は分裂症的であり、否定的意見は「内幕もの」的な暴露趣味におちいるものが多かった。

この意味で、本書のような文字どおり彫身鏤骨の画期的労作が公刊された意義はきわめて大きい。方法的態度と内容の両面で、おそらく学界への寄与と影響は永くその跡をとどめるにちがいない。そして、著者が本書をして「租税の経済学」または「租税批判の経済理論」たらしめようとした念願は、まさに達成されている、というべきであろう。

## II 本書の主内容

本書は、戦前とくに第1次大戦以後の租税構造の変容を簡潔に展望する25頁ほどの短い序論について、360頁の本論を2部に折半して論じている。第1部「インフレ過程における租税構造」では、戦後の大インフレーションが24年度に収束せしめられるまでの期間をとり、租税構造の3つの主要部門であった資本課税(capital levy)、所得課税、消費課税のメカニズムの究明にそれぞれ1章が与えられている。第2部「資本蓄積の租税構造」では、25年におけるシャウブ税制の発足いらい現在にいたる税制の変化を対象にし、「シャウブ勧告の理論構造とその批判」、「資産再評価をめぐる課税のメカニズム」、「租税減免特別措置の構造」にそれぞれ1章が与えられている。

さて、本書を一貫する基調は、戦後における日本税制の累進性の実態が、高水準の累進的大衆所得課税であり、大企業、大資本本位の資本蓄積的税制が推進され、またその結果として必然的に高額財産所得層の軽課→実質的な累進性の後退が顕著にみられるという点の究明にある。

第1部。第1章「資本課税の構造」は、インフレーション進行中において、21年度におこなわれた個人財産税および戦時補償特別税(いわゆる戦時補償打切)と22年度におこなわれた非戦災者特別税よりなる資本課徴が、インフレ収束にも財産の平等化→所得平等化にも役立たないどころか、むしろその逆であったことが分析されている。この資本課徴に対する評価は、第1次大戦後における英國労働党の苦い経験いらいの一般的定説に一致するわけで、日本でも例外ではありえなかったわけである。第3章「消費課税の構造」は、消費税が税収を目的とするかぎり大衆課税に依存せざるをえず、奢侈品に対する差別課税の比重を大きくみることはできないという点が重視される。とくに、消費税の負担帰着を明かにするに当って生産過程、生産関係にたどりて分析する必要が強調され、酒税について精力的な分析が試みられている。順序は逆になったが、第2章「所得課税の構造」は、第2部の展開へつながり、その序論的なものともいえる。戦後の経済復興過程における経済構造の変化→税源の変

化→税制を相互の密接な関連でとらえる方法は、第2部をも一貫して、本書の優れた特色となっている。

第2部。第1章「シャウブ勧告の理論構造とその批判」では、シャウブ勧告における税体系の理論が税源に即して見事に分析され、あざやかに批判されている。勧告が法人擬制説の立場から所得を全面的に収得税体系一主として法人税と所得税一でとらえようとしたとき、そのキー・ポイントになっているものは、資産の適正な評価による企業利潤の妥当な算定と、利潤の通脱を最終的にふさぐキャピタル・ゲインの全額課税(およびキャピタル・ロスに対する全額控除)であった点を明確に意識する。もちろん、そのような役割を二次的に果すものとして、再評価税や固定資産税の意義も見落されていない。そして、シャウブ勧告では資本蓄積と総合累進課税の調和が少なからず配慮されていたのに、現行税制ではキャピタル・ゲインの全額課税が廃止され、利潤の通脱が容易である点で、重大な累進性の後退が認められる点が力説される。このようにシャウブ勧告に高い評価を与えているけれども、なお勧告がキャピタル・ゲインの本質を十分に突きとめえていないこと、したがって、むしろ創業者利得とみなすべき大資本家(株主総会を支配する力をもつ)のキャピタル・ゲインを、中小株主のそれと無差別に理解している点の不満をつかれるのである(ただし、税制上で両者を差別できないのは勧告というよりも、資本主義的制約であるとされている)。また、収得税体系の法人擬制説の一貫性をたもつためには、①法人税率、配当控除率、新規配当留保累積額に対する利子附加税の組合せと、所得税率とのあいだ、②さらに立ちいっては、所得税率と住民税所得割、(ついに実施されなかつた)富裕税とのあいだには、相互の税率のうえで密接な関連の論理が存在する。この論理が本書では明確に展開されており、勧告はこの論理を意識していたが最高税率適用階層未満のところで多くの不公平が生じていること、このように操作の困難な勧告方式より簡素なイギリス方式が優れていること、30年度以降の税制ではこの論理を理解しないままに恣意的な配当控除率の変更を行っていること、等が指摘されている。この章だけでも、その学界に対する寄与はきわめて大きい。

第2章「資産再評価をめぐる課税のメカニズム」においては、勧告の他の1つの軸心となっている資産再評価がとりあげられる。そして、勧告が一定時における一律再評価方式をとったにもかかわらず、実施されたのは任意再評価方式であること、この一見無差別な制度が各産業および各企業の収益力の格差を背景にして、大企業優位を推進するメカニズムを明らかにする。

第3章「租税減免特別措置の構造」では、シャウブ勧告以後の進展で、資本蓄積のための租税特別措置が年々拡充されて、総合累進課税の建前が年々くずされて形骸化している点が明らかにされ、総括的な結論を形成している。法人税においては、企業に対する租税減免特別措置のおびただしい増加。所得税においては、退職所得、利子所得、山林所得の分離課税なし免税、有価証券のキャピタル・ゲイン課税廃止、富裕税の廃止、などがそれである。

### III 若干の所見

以上に紹介した本書の内容は、ほとんど全面にわたって開拓的であり学界共有の財産として残るべきものがきわめて多いとおもわれる。個人単独の作業として、しかも頁数の制約下で質量ともにこれ以上をのぞむことはできないだろう。それを十分承知で、若干のコメントを記すことを許されたい。

第1に、第1部の叙述は23年度までのインフレーションを独占資本がその再建のために必要としたという認識で貫かれているが、基幹産業の傾斜生産を中心とする経済復興政策を推進する過程で資金計画(物動計画ではない)に依存しなければならない資本主義経済のメカニズムから結果的にインフレになるのだという意味でないならば、問題があるのではないだろうか。

第2に、本書の課題は、日本税制が戦前にもまして資本蓄積の税制になり、累進性を後退せしめることによって相対的不平等性を大きくする点を明らかにすることである。したがって、その点に関するかぎり本書の批判は貴重な成果を収めている。しかし、経済理論としてみると、分配政策論が静態的批判に止まることは不充分であり、資本蓄積→生産の増加への影響を通じて所得へ影響する面も入れなければ、動態的批判の論理形式としては不備がある。これは著者がさらに企画していられる「戦後日本財政構造の分析」に期待したいところである。

第3に、第2部第1章において、学界の有力な1つの底流である法人実在説に対して、(おそらく法人擬制説をとっていられる)著者の積極的見解をきくことができれば、この面で未解決の問題に対する著者の照明が一層はっきりしただろう。また第3章では、租税減免措置を補助金一般との関連にもふれつつ解明してもらいたかった。しかしながら、頁数と健康上の制約で割愛された論文もあるほどがあるので、これらはすべて今後に期待したいという意味である。

最後に、本書は、厚生経済学を方法的出発点とするものにとって、「費用過増産業に課税し、費用過減産業に補助金を与えるべし」というマーシャル、ピグー的資源

最適配分政策の命題や累進課税論等のもつ意義を吟味するよい契機でもあるだろう。

なお、本書の内容には、別に照明のあてかたによっては日本経済の高い成長率、独特ともいべき企業の投資意欲、などの謎を解きあかす1つの鍵の所在が示唆されているようにもおもわれる。

〔肥後和夫〕

H. G. ジョンソン

### 『国際貿易と経済成長』

Harry G. Johnson, *International Trade and Economic Growth: Studies in Pure Theory*. London, George Allen & Unwin Ltd., 1958, pp. 204.

おそらく戦後の国際経済理論の領域において注目すべき優秀な労作を次々に貢献した新鋭惑星は、米国のメッツラーと英国のジョンソンの2人であろう。不幸にしてメッツラーは病を得て1952年頃から活躍を停止している。本書は健在なる惑星そして今後に無限の理論的革新を期待させるジョンソンが既発表の珠玉8篇を加筆訂正のうえ1書にまとめた力作集である。Roy Harrodの名著 *International Economics* がまさに格好なテキスト・ブックであるとすれば、本書は国際経済理論の advanced course のための手ごろな研究書であり、専門家にも尽きない問題を投げかけている理論前進のための必読の踏石の書である。本書の格調高き価値に打たれ富山大学柴田裕教授に協力して邦訳を進めている次第である。

### I ヘクシャー・オリーン命題批判

第I編は「比較生産費理論」と総括して2つの章を含めているが、かなり問題が異なるのでそれぞれ独立に取上げた方がよいであろう。第1章「要素配在・国際貿易・要素価格」はいわゆるヘクシャー・オリーン命題の展開並びに批判である。レオンチエフの逆説という実証研究が加わって、この命題が、比較生産費の発生原因と要素価格の国際的均等化の両面において、学界の中心問題の1つたることは周知のところである。サミュエルソンを始め米国の学者がこの命題を支持し精密化するという pro の立場を探っているに対し、ハロッド、ピアースを始め多くの英國学者は anti の立場から展開していることに興味をそそられる。ジョンソンもまた後者に属することはいうまでもない。

命題不成立というジョンソンの根拠は、1つは、需要条件のいかんにより、資本豊富国において必ずしも資本